令和８年度

北九州市の特別支援教育

～北九州市特別支援教育推進プランに基づく取組の充実～

北九州市教育委員会

Ⅰ　北九州市特別支援教育推進プランについて

特別支援教育の理念

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。
- 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が、生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

「（改訂版）北九州市特別支援教育推進プラン」

本市では、平成29年１月に、「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定し、10年間の見通しをもった施策を推進してきました。本プランでは、本市の目指す方向性を「５つの視点」で整理し、各分野における具体的な取組によって、特別支援教育の充実を図ってきました。

また、特別支援教育に係る国内外の動向や課題の変化等を受け、令和5年2月には本プランを改訂し、１人１台端末の整備によるICTの利活用、医療的ケア児及び支援に関する法律の施行に基づく対応、市立幼稚園の廃止に伴う対応などの新たな課題を施策に加えました。

今後も、「（改訂版）北九州市特別支援教育推進プラン」に基づく取組により、本市の特別支援教育をより一層推進していきます。

（改訂版）北九州市
特別支援教育推進プラン
（北九州市　令和5年）

「５つの視点」を踏まえた施策の推進

※ 改訂した内容

1　一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- ☆ICT機器等の利活用促進
- ☆生命（いのち）の安全教育の推進
- ☆医療的ケア児支援

2　相談支援体制の整備

3　教員の専門性の向上、外部人材等の活用
- ☆特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性

4　障害者理解の促進

5　施設・設備面の整備
- ☆特別支援教室（通級による指導）の整備

目　指　す　方　向　性

可能性を生かす・引き出す教育 ＋ 「わかる」・「できる」喜び ➡ 子どもたちの「生きる力」

互いの人格や多様性、個性の尊重 ＋ 環境の整備 ＋ 障害者理解の促進 ➡ 共生社会の形成

2　特別支援教育の推進体制について

本市における三段階の支援

「学校心理学」（石隈、1999）を改編

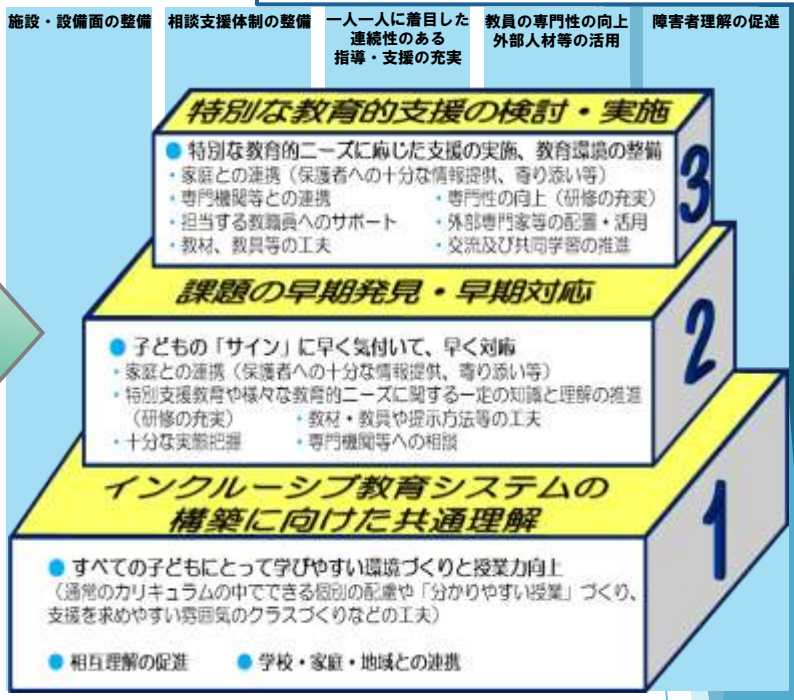

【５つの視点を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】

本市の特別支援教育の推進体制

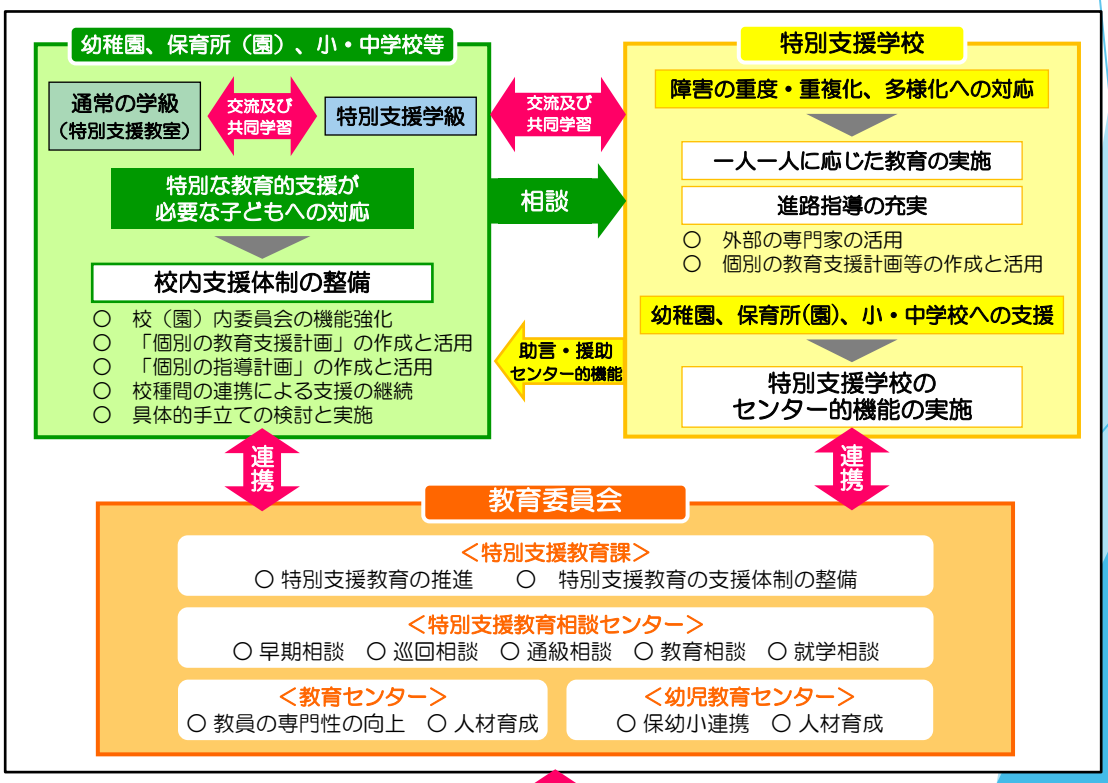

3　校内支援体制の充実について

特別支援教育の対象

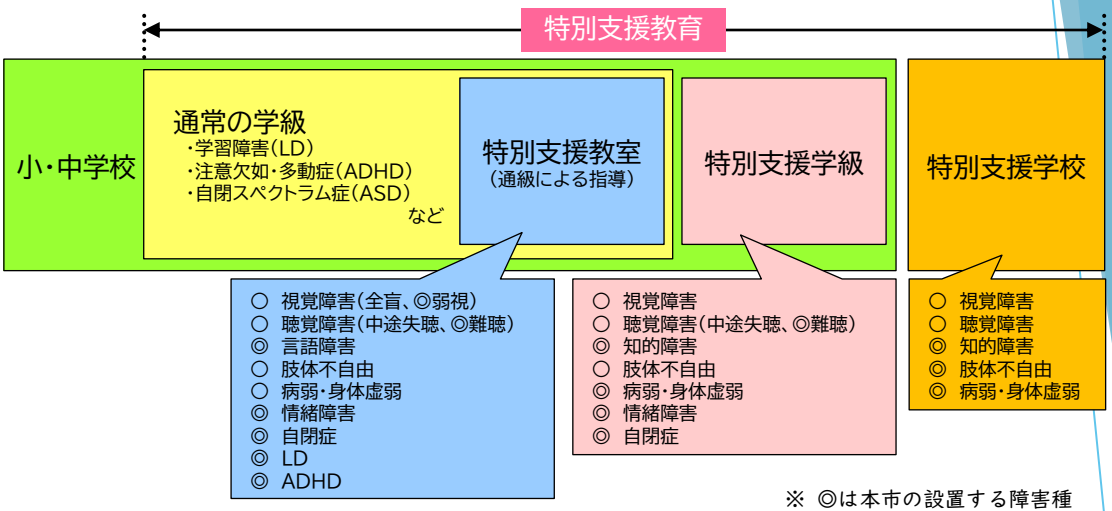

※ ◎は本市の設置する障害種

特別支援教育は、通常の学級・特別支援教室(通級による指導)・特別支援学級・特別支援学校の全ての学びの場において行われます。

校内支援体制に関わる職員等

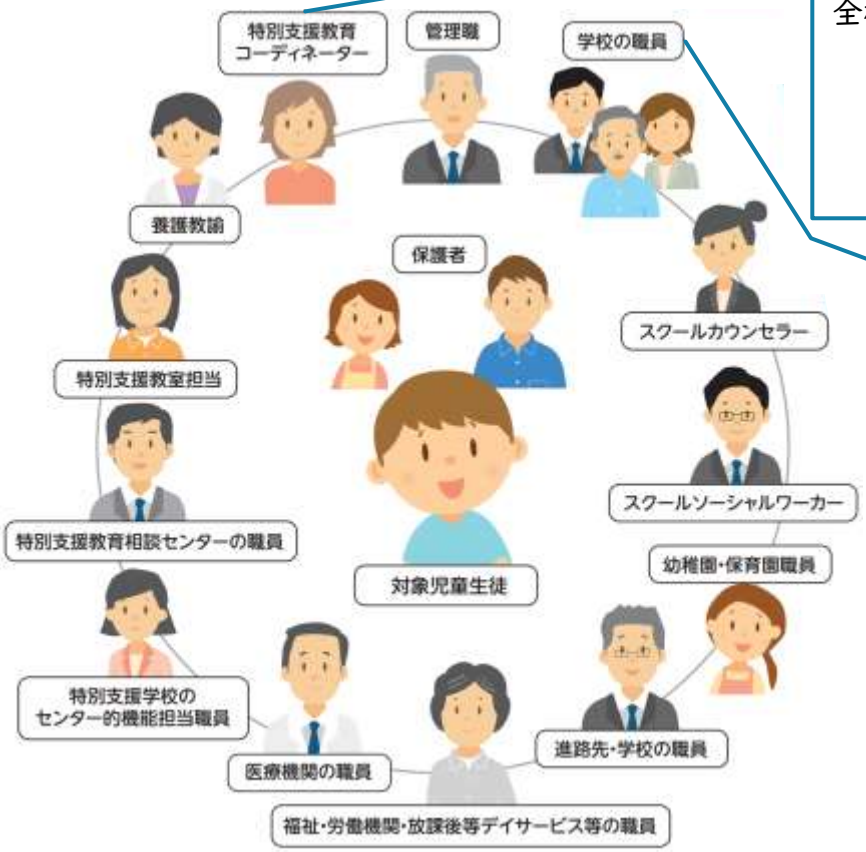

特別支援教育コーディネーターは、全校に配置されています。

【主な仕事内容】

① 校内委員会での推進役
② 担任への支援
③ 関係機関との連絡調整
④ 保護者の相談窓口

・特別支援学級補助講師
・特別支援教育学習支援員
・特別支援教育介助員
・学校配置看護師

が含まれます。

学校の状況や必要性に応じて配置され、通常の学級や特別支援学級に在籍する児童生徒の学習面・生活面の補助や介助を行います。

特別支援学校のセンター的機能
(北九州市　令和8年)

☆「特別支援学校のセンター的機能」については別紙リーフレットをご参照ください。
(特別支援教育課、特別支援教育相談センター、特別支援学校のホームページに掲載)

個別の教育支援計画

障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために作成する支援計画です。

Q.　作成の対象者は誰？

障害のある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援を必要とする子どもです。通常の学級であっても、支援が必要な場合は作成することが推奨されています。

Q.　何を引き継ぐの？

支援の目標や内容、配慮事項等です。学校・園等で実施した学習上・生活上の支援の事例や課題等を具体的に伝えます。

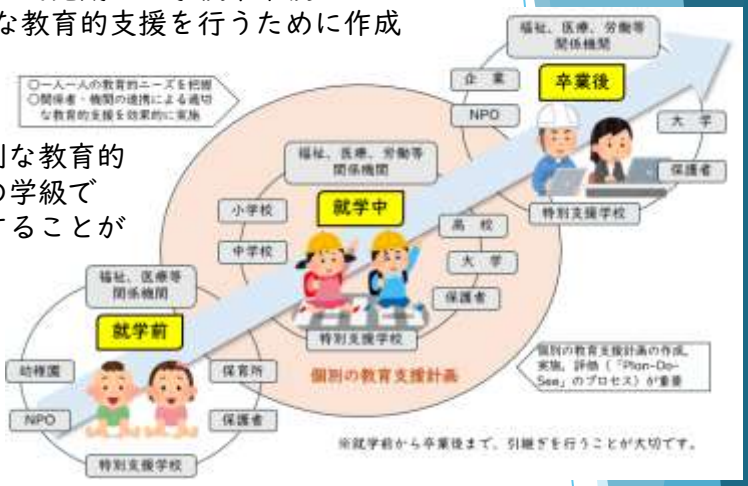

本人にとってのメリット

・特性を理解してもらえる。
・合理的配慮が提供される。

○　特性や苦手なことなどを周囲の人に正しく理解してもらえます。
（例）「大きな音が苦手だったんだね。」

○　可能な範囲で合理的配慮を提供してもらうことができます。
（例）走競技のスタート合図を旗で行う。
（例）入試の際、別室対応により安心して受験できた。

保護者にとってのメリット

・特性の説明がしやすい。
・合理的配慮の内容を関係者と理解し合える。

○　支援の内容を正確に伝えることができ、情報共有の時間短縮にもなります。
（例）「何度も同じ説明をせず、成長した部分のみ書き換えができた。」

○　可能な範囲で合理的配慮が提供され、引き継がれます。
（例）進学先でも、行事への参加の仕方を工夫してもらうことができた。

学校・園にとってのメリット

・保護者と共通理解を図ることができる。
・合理的配慮の内容が明確になる。

○　支援内容について話し合う際の資料となります。

○　合理的配慮の提供の範囲や頻度等が、具体的に分かります。
・発達段階や障害の状況に応じて、いつどのような配慮をどの範囲で提供するかなど、具体的な支援の計画を立て、実施できます。

関係機関にとってのメリット

・保護者と共通理解を図ることができる。
・連携すべき内容や配慮する事項が明確になる。

○　保護者や学校・園等と情報を共有し、連携することができます。
・障害による特性や支援の経過、本人や保護者の思い、学校の様子等、情報を共有することができます。

○　合理的配慮の提供の範囲や頻度等が、具体的に分かります。
・家庭や学校・園と共通理解が図られ、一貫した支援を行うことができます。

5　特別支援学校における教育について

知的発達に遅れのある子どものための特別支援学校

知的発達の遅れの状態が重度及び中度程度の児童生徒や、軽度の遅れで社会適応力が特に未発達な児童生徒を対象にした教育を行っています。

小学部・中学部・高等部では、それぞれ児童生徒一人一人の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加を図るため、もてる力を最大限に伸ばすことを目標にしています。

また、児童生徒の特性を考慮し、身辺自立に必要な技能と習慣等の社会適応力を身に付け、社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いています。

学部	主な指導内容
小学部	健康な体づくりや日常生活に必要な基本的生活習慣、さらに社会生活に必要な基本的な知識や技能、特に言語の理解や表現等が指導の中心となります。
中学部	社会生活に必要な知識や技能、対人関係や集団参加の指導、作業学習を通して働く意欲や態度を身に付ける指導が中心となります。
高等部	社会生活や家庭生活に必要な知識と技能を身に付けるとともに、勤労を重んずる態度を養うことが中心となります。木工、農園芸、手工芸、清掃、事務軽作業、物流等の作業学習を行うとともに、産業現場等における実習を行い、体験を通した学習ができるようにしています。

学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
門司総合特別支援学校	小・中・高	無	門司区矢筈町13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	小・中・高	無	小倉北区下到津1-10-7	592-2103
小倉南特別支援学校	小・中・高	有：施設＊	小倉南区若園4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	小・中・高	無	若松区大字小敷583-1	601-1298
八幡特別支援学校	小・中・高	無	八幡西区鷹の巣3-7-1	641-8675
北九州中央高等学園	高	無	小倉北区下到津1-10-12	861-0112

＊社会福祉法人杏和会　やまびこ学園

小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の連携強化

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加や施設の老朽化に対応するため、建て替え整備を行いました。
（令和８年４月より２校の併用開始）

２校併設の利点を最大限に活かし、児童生徒の交流促進・教員の専門性強化・地域との連携深化を図り、開かれた学校として、地域全体で子どもの成長を支える拠点としていきます。

5　特別支援学校における教育について

肢体不自由の子どものための特別支援学校

運動や動作に障害がある児童生徒を対象にした教育を行っています。

児童生徒一人一人の障害の特性や発達段階に応じた各教科等の学習の他に、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を重視した指導を行っています。個別の教材・教具の作成やＩＣＴ機器の活用など指導の工夫を図っています。

また、重度の障害のため、通学が困難な児童生徒のために、教師が家庭等を訪問して学習する訪問教育も行っています。

学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
小倉総合特別支援学校	小・中・高	有：家庭等	小倉南区春ケ丘10-3	921-0075
八幡西特別支援学校	小・中・高	有：家庭等	八幡西区下上津役4-8-2	612-2210

病弱の子どものための特別支援学校

慢性疾患や病虚弱のために手厚い配慮が必要な児童生徒を対象にした教育を行っています。

心身症等により通常の学級で学習することが困難な児童生徒のための特別支援学校では、医療機関と密接な連携を図りながら、児童生徒一人一人の実態に応じて学習内容を精選し、指導方法を工夫しながら各教科の学習を進めています。

学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
門司総合特別支援学校（心身症等）	小・中	無	門司区矢筈町13-1	372-6631
小倉総合特別支援学校（慢性疾患等）	小・中・高	有：病院	小倉南区春ケ丘10-3	921-0075

病院内で教育を行う特別支援学校

原則として北九州市立の学校に在籍している児童生徒が、入院している病院内で学習できるように、特別支援学校から教師が出向き、病気や体調等に配慮しながら在籍する学校の授業にオンラインで参加する際のサポート等の支援をしています。

学校名	病院内学級　設置病院（所在地）
小倉総合特別支援学校	・北九州市立医療センター　（小倉北区馬借2-1-1） ・国立小倉医療センター　（小倉南区春ケ丘10-1） ・九州労災病院　（小倉南区曽根北町1-1）
八幡西特別支援学校	・北九州市立八幡病院　（八幡東区尾倉2-6-2） ・産業医科大学病院　（八幡西区医生ヶ丘1-1） ・ＪＣＨＯ九州病院　（八幡西区岸の浦1-8-1）

特別支援学級における指導

特別支援学級では、小集団で児童生徒の発達段階に応じた教育を行い、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るとともに、社会生活に参加していく力を培っています。

また、学校行事や一部の教科学習等、日常の教育活動の中で通常の学級との交流及び共同学習も行っています。

本市における特別支援学級

対象	主な指導内容
知的障害	個々の児童生徒の知的障害の程度や発達段階を考慮して教育課程を編成するとともに、学習内容に応じた教材を選定し、学習を進めます。また、体力づくりや基本的生活習慣の確立、社会生活に必要な言語の理解や表現等、基礎的な能力を育む学習を行います。
自閉症・情緒障害	通常の学級に準じて教育課程を編成し、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、情緒の安定を図りながら、人との円滑な関わり方等、一人一人の目標を設定し、個に応じた学習を行います。
難聴	通常の学級に準じて教育課程を編成し、一人一人の聞こえの程度やコミュニケーションの状態に応じ、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、聞き取りや発音の仕方、相手に応じたコミュニケーションの工夫、言葉の習得と概念の形成等の学習を行います。
病弱・身体虚弱	通常の学級に準じて教育課程を編成し、病気等の状態等を考慮しながら、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、健康の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための学習を行います。

交流及び共同学習って何だろう？
一緒に学習するということかな。

交流及び共同学習ガイド
（文部科学省 平成31年）

交流及び共同学習

日々の授業や学校行事等の機会を通じて、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、進めていくことが必要です。

☆ 交流及び共同学習の内容や頻度は、児童生徒一人一人の実態によって異なり、「個別の指導計画」に基づいて実施します。

令和８年度
特別支援学級のある学校一覧

小学校

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
門司	大積		●	
	小森江	●	●	
	白野江			
	大里東	●		
	大里南	●		
	大里柳	●	●	
	田野浦			
	西門司	●	●	
	萩ヶ丘	●		
	柄杓田			
	藤松	●	●	
	松ヶ江北			●病
	松ヶ江南	●	●	●難
	港が丘	●	●	
	門司海青	●		
	門司中央	●		
小倉北	藍島		休校	
	足原	●	●	
	足立	●		
	泉台	●		
	到津	●	●	
	井堀	●		
	今町	●		
	貴船			
	清水	●	●	
	霧丘	●	●	
	小倉中央	●	●	●難
	桜丘	●		
	三郎丸	●	●	
	寿山		●	
	富野	●	●	
	中井	●	●	

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
小倉北	中島	●	●	
	西小倉	●	●	
	日明	●	●	
	南丘		●	
	南小倉	●	●	
小倉南	市丸			
	合馬			
	長行	●	●	
	企救丘	●	●	
	北方	●	●	
	朽網	●	●	
	葛原	●	●	
	広徳	●	●	
	志井	●	●	
	城野	●	●	
	新道寺	●		
	すがお		●	
	曽根	●	●	
	曽根東	●	●	
	高蔵	●	●	
	田原	●	●	
	徳力	●	●	
	長尾	●	●	
	貫	●	●	
	沼	●	●	
	東朽網			
	守恒	●	●	
	湯川	●	●	
	横代	●	●	
	吉田	●	●	
	若園	●	●	

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
若松	青葉	●	●	
	赤崎	●		
	江川	●	●	
	鴨生田	●	●	
	くきのうみ	●		
	小石		●	
	高須	●		
	花房	●	●	
	ひびきの	●	●	
	深町	●	●	
	藤木	●	●	
	二島	●		
	若松中央	●	●	
八幡東	祝町			
	枝光	●		
	大蔵	●		
	河内			
	皿倉	●	●	
	高槻			
	高見		●	
	槻田		●	
	花尾		●	
	ひびきが丘	●	●	
	八幡		●	
八幡西	青山	●	●	
	赤坂	●		
	浅川	●	●	●難
	穴生	●	●	
	池田	●	●	
	医生丘	●	●	
	永犬丸	●	●	

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
八幡西	永犬丸西		●	
	大原	●	●	
	折尾西	●	●	
	折尾東	●	●	
	香月	●	●	
	楠橋	●	●	
	熊西	●	●	
	黒畑	●	●	
	黒崎中央	●	●	
	上津役	●	●	
	木屋瀬	●	●	
	竹末			
	千代	●	●	
	筒井			
	塔野		●	
	中尾	●	●	
	鳴水	●	●	
	則松	●		
	萩原	●	●	
	引野	●	●	
	星ヶ丘	●	●	
	本城	●	●	
	光貞	●	●	
	八児	●	●	
	八枝	●	●	
戸畑	あやめが丘			
	一枝	●	●	
	大谷	●		
	鞘ヶ谷	●		
	天籟寺	●	●	
	戸畑中央	●	●	
	中原	●	●	
	牧山	●	●	

中学校

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
門司	東郷			
	戸ノ上	●		
	早鞆			
	松ヶ江	●		
	緑丘	●		
	門司	●	●	
	柳西	●	●	
小倉北	足立	●		
	板櫃	●	●	
	菊陵	●	●	●難
	霧丘	●	●	
	思永	●		
	篠崎	●	●	
	白銀			
	富野	●		
	ひまわり			
	南小倉		●	

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
小倉南	企救	●	●	
	広徳	●	●	
	志徳	●	●	
	城南	●	●	
	菅生	●	●	
	曽根	●	●	
	田原		●	
	沼	●	●	
	東谷			
	南曽根	●		
	守恒	●	●	
	湯川	●	●	
	横代	●	●	
	吉田	●	●	
若松	石峯	●	●	
	向洋			
	高須	●	●	

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
若松	洞北	●		
	二島	●	●	
	若松	●	●	
八幡東	枝光台	●		
	大蔵	●		
	尾倉	●	●	
	高見			
	中央		●	
	槻田		●	
	花尾		●	
八幡西	浅川	●	●	
	穴生	●	●	
	永犬丸	●	●	
	沖田	●	●	
	折尾	●	●	
	香月	●		
	熊西	●		

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
八幡西	黒崎	●	●	
	上津役	●	●	
	木屋瀬	●	●	
	千代	●	●	
	則松	●		
	引野			
	本城	●		
	八児	●	●	
戸畑	大谷	●		
	高生	●	●	
	飛幡	●		
	中原	●	●	

自・情：自閉症・情緒障害
病・身：病弱・身体虚弱

●は設置済

通級による指導

通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒は、必要に応じて「通級による指導」を受けることができます。

通級による指導は、週１回程度の個別指導が基本です。対象の児童生徒は、各教科等の学習を通常の学級で学び、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るための「自立活動」の学習を、特別な教育の場「特別支援教室」で受けることになります。

通級による指導の対象となる障害種
言語障害　自閉症　情緒障害　弱視　難聴　ＬＤ　ＡＤＨＤ

特別支援教室（巡回指導）

特別支援教室は、児童生徒が在籍校で特別支援教室担当者から通級による指導を受けることができる指導形態です。

対象児童生徒の在籍する全ての小・中学校に特別支援教室を設置して、巡回指導拠点校より特別支援教室担当者が巡回し、「自立活動」の指導を行います。

本市では、令和３年度から全市の小学校で、令和５年度から全市の中学校で、巡回指導を実施しています。

区	巡回指導拠点校		実施方法
	小学校	中学校	
門司区	大里東小学校		巡回指導拠点校に特別支援教室担当者を複数名配置し、市内全ての小・中学校を巡回して指導します。
小倉北区	清水小学校・中島小学校	菊陵中学校・思永中学校	
小倉南区	広徳小学校・高蔵小学校	志徳中学校	
若松区	二島小学校		
八幡東区	八幡小学校	中央中学校	
八幡西区	赤坂小学校・大原小学校 楠橋小学校・黒崎中央小学校 筒井小学校	浅川中学校・引野中学校 本城中学校	
戸畑区	一枝小学校		

高等学校の通級による指導

中学校巡回拠点校に所属する特別支援教室担当者が、北九州市立高等学校に設置する特別支援教室を巡回し、「自立活動」の指導を行っています。

実施校	実施方法
北九州市立 高等学校	生活や学習上の困難を改善又は克服するため、通級による指導を受けることが適当であると認められる生徒を対象に「自立活動」の指導を行います。

通級による指導を受ける児童生徒は、「個別の教育支援計画」を作成するの？

作成が義務付けられています。

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級で過ごし、週１時間程度、特別な指導の場「特別支援教室」で、障害による困難を改善・克服するために個に応じた学習「自立活動」を行います。

「特別支援教室」で学習した内容を学校生活及び家庭での生活に生かすことが成長につながります。特別支援教室担当者と在籍学級担任、保護者が「個別の教育支援計画」に基づいて情報を共有していくことが大切です。

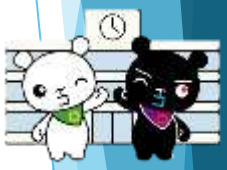

☆　特別支援教室（通級による指導）を希望する場合は、教育委員会主催の「通級による指導の相談会」で面談及び心理検査を受ける必要があります。

ふくおか就学サポートノート

福岡県教育委員会が推奨する引継ぎ資料の様式集です。その中の「引継ぎシート」は、就学・進学する学校に合理的配慮の内容を伝える際に活用できることから、「個別の教育支援計画」と同じ役割を果たします。

通常の学級における取組

通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム障害等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、実態を十分把握し、一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、校内支援体制の充実を図っています。

また、必要に応じて保護者や関係機関と連携しながら、配慮の具体的内容の共有や指導の工夫に努めています。

通常の学級では、子ども一人一人の特性に応じてどのような配慮や指導の工夫をしているの？

【分かりやすい板書の工夫】

【時間の見える化】

【読みやすい教材の工夫】

児童生徒の学習への困難さを把握して、特別支援教育の視点で支援内容を検討し、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」を通して、どの子どもにも分かりやすい指導方法の工夫を行っています。例えば、「書くこと」が苦手な児童生徒に対し、書く分量を減らしたワークシートを個別に用意したり、GIGA端末を活用したりして、書く負担を軽くする支援を行うことで、「わかる」・「できる」喜びを実感できるようにします。

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり

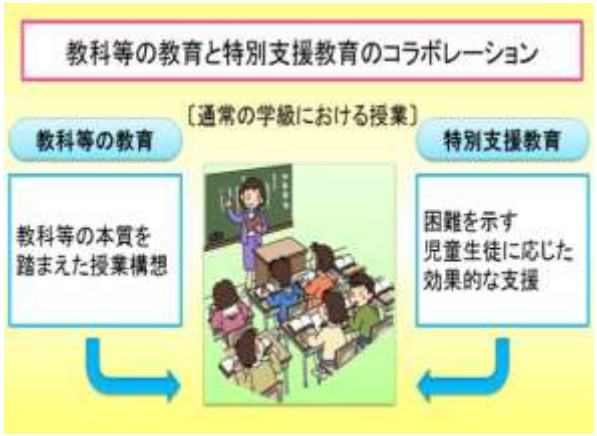

福岡県教育センター
「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」

医療的ケア児支援について

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒が増加していることから、医療的ケアの状態等や一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要とされています。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指しています。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

学校配置看護師によって学校で行われている医行為
- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養　　等

学校における医療的ケアガイドライン（北九州市　令和7年）

北九州市立学校医療的ケア児支援体制

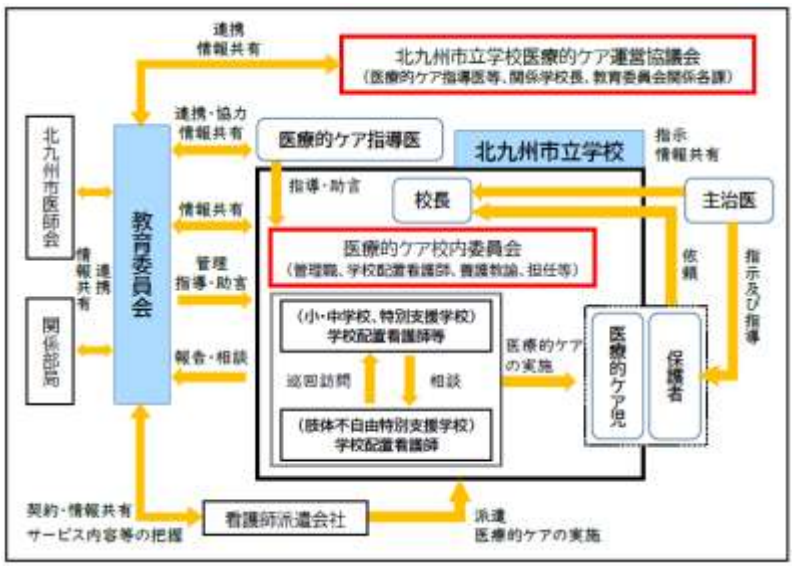

教育委員会では、小・中・特別支援学校等に在籍する医療的ケア児の状況を把握し、学校配置看護師や関係機関と連携して、様々な支援を行っています。

【教育委員会の役割】
- ○ ガイドライン、マニュアル作成
- ○ 看護師の配置と業務拡充
- ○ 専門性向上のための研修
- ○ 巡回訪問
- ○ 通学支援（特別支援学校）

【通学支援事業】

肢体不自由特別支援学校に通う医療的ケア児の内、スクールバスの利用が困難な児童生徒を対象に福祉タクシーに看護師が同乗して送迎する通学支援を実施しています。

※ 詳しい内容や利用希望等は、特別支援教育課にお尋ねください。

１１　特別支援教育相談センターについて

教育に関する相談機関

特別支援教育相談センターは、特別な支援の必要な幼児児童生徒やその保護者、学校等への専門的な相談支援を行う機関です。

子どものことで気になることがあります。相談を申し込むにはどのようにしたらいいですか？

- 友達とうまく遊べない
- 落ち着きがない
- 感情の起伏が激しい
- 運動がぎこちない
- 言葉がはっきりしない
- 就学や進路に不安がある

早期教育相談・教育相談・通級相談・就学相談

北九州市のホームページから、電子申請による申込み
※　申込みに当たっては、在籍幼稚園、保育所（園）、学校等に必ず相談してください。

特別支援教育相談センターホームページ

○ 相談内容（個人情報等）は守秘します。
○ 相談はすべて無料です（就学相談の医療相談は一部有料）。
○ 相談にかかる時間は出席扱いとなります。
○ 学校・幼稚園・保育所（園）等や北九州市立総合療育センター（医療機関：有料）等と連携して相談を進めます。

５つの相談事業

早期相談事業

幼児期からの適切な支援を行う早期相談

○早期教育相談
子どもと保護者に来所していただき、一人一人に必要な支援の方法について一緒に考えます。
相談：月曜日～金曜日／時間：9:00～16:00

○早期巡回相談
幼稚園・保育所（園）に早期支援コーディネーターが訪問し、適切な支援について助言します。

１１　特別支援教育相談センターについて

巡回相談事業

学校を支援する巡回相談

学校を巡回して教職員に指導内容や方法に関する指導や助言を行います。

相談日：月曜日～金曜日
時　間：9:00～16:00

○　相談の内容等によっては、専門相談員（臨床心理士、言語聴覚士）等が訪問し、専門的な助言を行います。

就学相談事業

適切な就学を目指す就学相談

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指して、保護者と相談しながら就学する学校を決めていきます。

定期就学相談会：８月～１１月（5回）
夏期就学相談会：夏休み中（3回）
就学相談：４月～１２月の平日

○　保護者との面談、教育的検査、医学的診断から、総合的に判断し、就学先を決定します。

教育相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒・保護者・教職員を支援する教育相談

子どもの様子を踏まえて、一人一人にとって必要な支援を一緒に考えます。

相談日：月曜日～金曜日
時　間：9:00～16:00

○　相談は１回につき１時間程度となります。

通級相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒の通級相談

通級による指導（月１回～週１回程度の個別指導等）が必要であるかどうかを、一緒に考えます。

通級相談会：　４月～１２月の平日

○　保護者との面談、教育的検査、医学的診断から総合的に判断し、該当の可否を決定します。

北九州市教育委員会
学校教育部　特別支援教育課

〒 803-8510
北九州市小倉北区大手町1－1
TEL　093-582-3448
FAX　093-581-5873

北九州市立
特別支援教育相談センター

〒 802-0803
北九州市小倉南区春ケ丘10－2
TEL　093-921-2230
FAX　093-923-3010